

臭気指数規制導入に係る臭気実態調査

－平成15年度冬季調査（習志野市・市原市）－

鎌形香子 山本真理¹⁾ 油川望²⁾ 早房秀雄²⁾ 我妻由紀子²⁾ 白井修³⁾ 荻田成人³⁾

1)千葉県環境生活部大気保全課 2)習志野市環境部環境保全センター 3)市原市環境部環境管理課

1 調査目的

悪臭公害は、騒音振動とともに例年公害苦情の中でも大きな位置を占める感覚公害の1つである。

平成8年度、悪臭防止法に嗅覚測定法による臭気指数の規制基準が導入された。これに伴い、近年、全国の各県および各市町村において、この悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入が盛んに行われつつある。現在千葉県においても、臭気指数規制の導入に向けて検討を行なっているところである。

この臭気指数規制導入の際には、臭気指数規制における規制基準値設定を行うことになるが、1号規制（敷地境界）、2号規制（排出口）基準設定にあたっては、一般環境の臭気レベルを把握することが必要である。このうち排出口については県内のデータの蓄積があるものの、敷地境界に関わる、各地域の一般環境についての県内データは少ない。このため、県大気保全課及び県内で最も早期に臭気指数規制の導入を検討している習志野市、市原市と共同で、地域の臭気指数のバックグラウンド値を把握することを目的とした調査を行った。なお、今回の調査は冬季のデータを得るもので、平成16年度夏期に夏期調査を行う予定である。

2 調査方法

(1) 試料採取地点と採取日時

各地域の一般環境の実態把握のため、過去に苦情があった、もしくは今後苦情の可能性があるとされる事業所の敷地境界、及び日常の生活環境として、駅前、商店街など苦情は少ないものの臭いがある場所、さらに一般に臭いがほとんど無いと考えられている住居地域を中心として、当該市と相談の上、試料採取場所を決定した。

(2) 試料採取方法

試料採取は悪臭防止法に示される一般環境における試料採取方法に従って行った。近江オドエアー社製フレッ

クスポンプを用い、同社製フレックサンプラー10Lに試料を採取した。現場での臭気強度の記録、風向風速、温度、湿度の測定も同時に行った。

(3) 臭気指数測定

採取した試料の臭気指数の測定は、採取日の翌日に、悪臭防止法に従い3点比較式臭袋法で行った。このうち、習志野市の第2回（12月24日採取）については、採取のみ県と市と共同で行い、臭気指数測定については市が行った。

なお、今回の測定の中で、採取時に現場で実際に感じた臭気の強さと測定の結果が大きく乖離しているものや、測定時のミスが疑われる数試料については、後日再採取及び再試験を行った。

3 調査結果

当センターと習志野市が行った測定結果を再調査の結果も含めると、臭気指数はおおむね10前後であった。臭気指数は臭いの強さを表す数値であり、快不快度と関係しないため、当然不快ではない臭いも臭気指数を上げる要因となる。したがって、苦情対応のためには、地域の日常の臭気指数値を把握することは重要である。

今回の測定の結果、事業場の敷地境界を含め、臭気指数が10を超える地域は数件あった。この10を超えたケースについては、すべて理由があり、たとえば工場、海浜、食品店といった臭気発生源が近くにあったり、測定時に野焼きが行われていたりしたことが確認されている。

一般環境の臭気については、道路近傍などを除けば基本的に臭気指数は10以下であると考えられている。しかし、野焼きなど一時的なものを除き、海浜臭など、恒久的な臭気発生源が原因で一般の生活環境の臭気指数が他に比べ高い地域が若干ではあるが存在することが今回の調査で確認できた。